

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護現場におけるハラスメント事例集について（周知）

計2枚（本紙を除く）

Vol.988

令和3年6月8日

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3983）
FAX：03-3503-7894

事務連絡
令和3年6月8日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管課(室) 御中
中核市

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

介護現場におけるハラスメント事例集について(周知)

介護保険行政の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、令和2年度厚生労働省老人保健健康増進等事業(介護現場におけるハラスメントへの対応に関する調査研究事業(実施団体:株式会社 三菱総合研究所))において、有識者で構成される検討委員会での議論を踏まえ、前年度までに作成されたマニュアルや手引きの解説への理解を深めるため、介護現場でのハラスメント等の発生までの経緯やその後の対応、事例から学べる対策等を整理した事例集が作成されました。

各都道府県等におかれましては、本事例集について、貴管内の介護事業者、市町村、関係団体、関係機関等に対して周知していただくとともに、介護サービス事業所等の管理者や介護サービス従事者等におかれましては、本事例集等を活用していただくことにより、介護現場におけるハラスメント予防や対策が一層推進できるようご協力をお願いいたします。

事例集及び前年度までに作成されたマニュアルや手引きは、以下のとおり、当省のウェブサイトに掲載されておりますので、ご活用ください。

(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

なお、都道府県に設置する地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保分)のメニューの一つとして、令和2年度から「介護事業所におけるハラスメント対策推進事業」を設けていますので、各都道府県におかれましては、積極的なご活用をお願いいたします。また、本事業を管内市町村とともに取り組むなど、管内市町村におけるハラスメント対策を推進していただきますようお願いいたします。

本事業では、都道府県等または事業者が行うハラスメント研修等を対象事業としておりますので、本事業を活用した研修等の実施の際にも、上述の事例集や手引き等をあわせてご利用ください。

介護事業所におけるハラスメント対策推進事業【地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)】

【要求要旨】

- 今後、高齢化のさらなる進展、現役世代の急速な減少が生じる中、介護人材を安定的に確保・維持していくことが求められている。
- そのためには、誰もが安心して活躍できる就業環境を整備することが大変重要となるが、介護現場では利用者や家族等による介護職員へのハラスメントが数多く発生しており、介護職員の離職等を招いている。
- このため、調査研究事業を活用し、平成30年度は、ハラスメントの実態を調査し対応マニュアルを作成したところであり、令和元年度については、自治体や介護事業者が活用可能な研修・相談支援の手引きを作成することとしている。
- 調査研究事業の結果明らかになった、介護事業所におけるハラスメント対策を推進するため、令和2年度においては、地域医療介護総合確保基金に新たなメニューを創設する。

【事業内容】

ハラスメント対策を講じるために要する以下の費用

- **ハラスメント実態調査**
 - － 対策の実施を検討するために都道府県等が行う管内の実態調査
- **各種研修**
 - － 都道府県等、又は事業者が行うハラスメント研修
 - － 都道府県等が行うヘルパー補助者（後述）のための研修
- **リーフレットの作成**
 - － 利用者に配布するハラスメント防止のためのリーフレット作成費
- **弁護士相談費用**
 - － ハラスメント防止条項を重要事項説明書へ入れるなど法律の専門家に相談する費用
- **ヘルパー補助者同行事業**
 - － ヘルパー補助者として同行する者（有償ボランティア等を想定）への謝金
※ 補助者については、ハラスメント対策を含む最低限の介護知識を得る必要があるため、研修受講（県その他の団体による実施）を要件とする
とともに、事業所等への登録制とする。
- **その他**
 - － ハラスメント対策の為にを行う事業で都道府県が認めるもの 等



【担当】

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課基準第一係

TEL：03-5253-1111（内線 3983）